

求 職 中 の 方 へ

住居確保給付金

ごあんない

大阪市

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、または住居を喪失するおそれのある方に対し、求職活動を安心して行えるよう、一定期間、家賃相当分の給付金を支給することにより、住居と就労機会の確保を支援する制度です。

対象となる方

- ・ 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方であること
- ・ 申請日において離職後2年以内であること又は、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること
- ・ 世帯の収入、預貯金等が一定基準額以下であること
- ・ 常用就職に向けた求職活動等を誠実かつ熱心に行う方（または現に行っている方）で、自立相談支援機関による就労支援を受けること

※ その他にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

支給上限額

世帯の人数に応じて、次の金額を上限とした家賃相当分の給付金を支給します。

世帯区分	世帯人数	支給上限額
単身世帯	1人	40,000円
複数世帯	2人	48,000円
	3～5人	52,000円
	6人	56,000円
	7人以上	62,000円

※ 家賃額が支給上限額より低い場合は、その額が上限額となります。

※ 世帯の収入額により支給額が減額される場合があります。

支給期間

原則として3か月間

※ 求職活動等を誠実かつ熱心に行っており、引き続き支給を行う必要があると認められる場合は、支給期間を3か月単位で延長する場合があります。（最長9か月間支給）

支給方法

大阪市から家主や管理会社などに直接支払います。

※ 住居確保給付金を申請者が直接受け取ることはできません。

ご相談・お問い合わせ先

住居確保給付金を受給できるか確認してみましょう

※このフローチャートは簡易的なものです。詳しくはおもて面のお問合せ先にお尋ねください。
 ※住居確保給付金を受給できない場合も、就労・自立に向けたプランを一緒に考えてさせていただきます。

